

子供たちは好きな児童館で

# 「遊べない」の!?



広報るもい8月号から



広報るもい8月号の特集を読みました。児童館・児童センターについて、わかりやすく書かれていて、とつてもよかったです。ただ、小さい子供を持つ親として「質問があります。以前、児童館を利用したときに、それぞれの児童館ごとの「区域割り」があると聞きました。例えば、沖見町に住む子供は、沖見児童センターを利用する。たまたま、親に用事があり、末広町のおばあちゃんに子供を預けて、おばあちゃんと子供が近くの児童館へ行ったとして、その場合、区域外であっても利用できるのかどうか。以前には、区域外は利用できないということを知ったのですが……。」  
(市内・主婦)

■広報るもい8月号の特集「みんなのオアシス児童館」について、読者から、問い合わせがありましたので、児童館・児童センターを担当する保健福祉部児童家庭課に聞いてみました。

広報 市内の6つの児童館・児童センターには、「区域割り」があるんですか？

児童家庭課 児童館・児童センターは、小学校区(小学校の通学範囲)を基本に設置しています。例えば、沖見児童センターは沖見小学校、春日児童センターは港北小学校、寿児童センターは留萌小学校、千鳥児童センターは緑ヶ丘小学校、住之江児童センターと末広児童館は東光小学校。ただ、この「質問にあるように、学校区外だから、別の児童館を利用してはいけない」という規則はありません。

広報 なるほど。例えば、「ありんこ」のような留守家庭児童や「母親クラブ」の場合はどうですか？

児童家庭課 「ありんこ」の場合は、小学校の1〜3年生を対象とした登録制です。これは、両親が共働きなどで、子供が放課後、家に帰っても家庭が留守の場合に、児童館に登録して、決まった時間まで児童館で過ごす制度ですから、これについては、小学校区内にある児童館に登録することになります。ただ、潮静小学校の場合は、千鳥児童センターでの登録になります。

それと、「母親クラブ」の場合も、児童館を中心にその地域の父母、町内会などで子供の健全育成のためにボランティア活動をする組織ですから、小学校区を基本に活動することになります。

広報 ということは、乳幼児と保護者を対象とする「おやこひろば」や小・中学生の「わんぱくひろば」など、自由来館の場合は、どの児童館を利用してもいいということですね。

児童家庭課 そうですね、自由に利用されてかまいません。ただ、基本的には、小学校区の児童館であれば、学校の友だちや近所の友だちも利用するわけですから、友だちの少ない遠くの児童館へ行くよりは、近くの児童館の方が楽しく遊べるのではないかなと思います。

なお、児童館・児童センターについて、ご質問のある場合は、「遠慮なく、市役所児童家庭課(内線146・147)へお問い合わせください。

広報 ありがとうございます。